

第 663 回兵庫地方最低賃金審議会

日時：令和 5 年 8 月 7 日（月） 14:00～
場所：兵庫労働局 16 階 第 3 共用会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 兵庫県最低賃金の改正に係る審議について

(2) その他

3 閉 会

令和5年8月7日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県最低賃金専門部会
部会長 山口 隆英

兵庫県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月3日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

- 1 特に中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資を確保できるよう、労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を迅速かつ強力に行うこと。
- 2 中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても、円滑に企業運営を行えるように、現在の「業務改善助成金」制度にとどまらず、社会保険料の事業主負担分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援を行うこと。
- 3 企業物価高騰などの影響を強く受け、業績が圧迫される中小企業・小規模事業者が、労働者を解雇することなく雇用維持できるよう、雇用調整助成金の活用を促進し、適切な支給決定や申請期間の延長等、雇用の維持に取り組む企業への支援を充実させること、及び申請窓口の拡充等十分な配慮を行うこと。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
梅野巨利	岩崎和人	倉本信二
桜間裕章	小西啓介	松岡直哉
山口隆英	堀井説也	吉川和宏

兵庫県最低賃金

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,001 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

兵庫県の最低賃金を直ちに1,000円以上に、1,500円
に引き上げ、中小企業支援の拡充、地域間格差の解消、
全国一律最低賃金制度を求める要請書

兵庫労働局長 殿
兵庫地方最低賃金審議会会長 殿

2023年8月1日

今回提出 **304** 筆
(前回提出 **4756** 筆)

(尼崎労働基準監督署提出分 3364 筆)

合計 **8424** 筆

取扱団体 兵庫県労働組合総連合
(国民春闘兵庫県共闘委員会)

〒650-0023

神戸市中央区栄町通3丁目6-7 大栄ビル10F

TEL078-335-3770 FAX078-335-3830



兵庫県の最低賃金を直ちに1,500円に引き上げ、 中小企業支援を拡充、地域間格差の解消、 全国一律最低賃金制度を求める要請書

2023年 月 日

兵庫労働局長 殿

兵庫地方最低賃金審議会会長 殿

請願趣旨

私たちは、8時間働けば人間らしい暮らしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。全労連が、全国各地で行なっている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、兵庫労連でも同様の調査で、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に25万円(税込)程度の収入が必要との結果が出ています。これは、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上となります。本年の審議で、兵庫地方の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。コロナ禍においてもコロナ禍だからこそ、地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道です。

中小零細企業の支払い能力が障害となっているのであれば、その障害を乗り越えられる直接的支援策をとってください。このことは、毎年中央でも兵庫でも最低賃金審議会が答申で求めています。まずは、答申にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策を創設・拡充させ、さらに、社会保険料企業負担分の軽減、消費税率の軽減などを確約したうえで、最低賃金を直ちに1,500円に引き上げることを強く求めます。

請願項目

- 兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円に引き上げること。
- 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう上申すること。
- 全国一律最低賃金制度導入を上申すること。

以上

氏名	住所

※ この署名用紙は、関係行政庁への要請以外の目的に個人情報を利用されることは一切ありません

最低賃金

兵庫県
960円

最低賃金は、最低賃金法という法律によって定められ強制力があります。兵庫県内でバイトやパートをしているみなさん、時給は960円を下回っていませんか？これを下回る賃金を定めた雇用契約書は無効です。法律の規定に基づき、最低賃金を会社へ請求できます。

今すぐ

全国一律

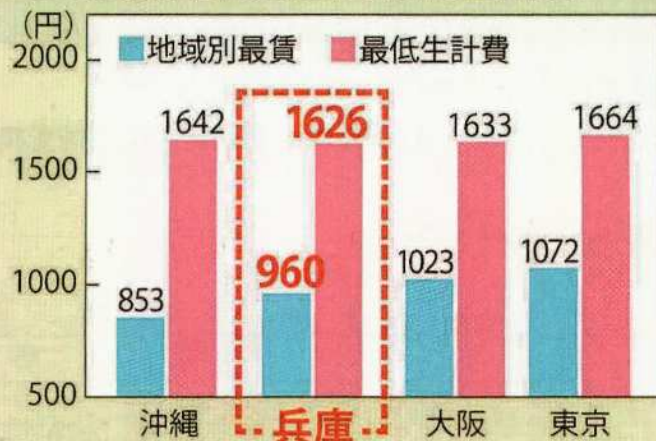
1500円以上へ

最賃の地域間格差が一極集中招く

いま兵庫の最低賃金は960円。大阪は1,023円。神崎川を兵庫県側から渡るだけで、時間額が63円高くなります。東京は1,072円で兵庫とは112円もの開きがあります。これでは兵庫から大阪へ人・もの・カネが流れます。果ては東京へ一極集中し、兵庫の経済がますます停滞します。

直近の調査によれば、グラフのとおり全国各地で生活しても生計費は大きく変わりません。兵庫県では、神戸市内で一人暮らしをする25歳青年の場合、時間額で女性は1,582円、男性は1,626円が必要です。今こそ、この最低生計費に合わせて時間額を1,500円以上へ引き上げ、全国一律最低賃金を求めましょう。

地域別の最低賃金と最低生計費



物価高騰に見合った賃金を



急激な円安の進行に加えウクライナ情勢の長期化に伴い、電気、ガスや食料品などの生活必需品の価格高騰が続いています。国民の生活は低所得層ほど悪影響が大きくなっています。いまこそ最低賃金を引き上げ、1日8時間働けば普通に暮らせる世の中を実現しましょう。

中小企業への直接支援を

中小企業が最低賃金を大幅に引き上げても、健全な経営ができるよう国の支援を拡充することが急務です。例えば諸外国でも実践されている社会保険料の事業主負担の免除・減免などを国や地方自治体に求めていきましょう。

兵庫労連(兵庫県労働組合総連合) / 国民春闘兵庫県共闘委員会

〒650-0023 神戸市中央区栄町通3-6-7 大栄ビル10F
TEL 078-335-3770 FAX 078-335-3830 Mail rorenhyogo@shinsai.or.jp



令和5年8月7日

兵庫労働局長
金 刺 義 行 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅 野 巨 利

兵庫県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月3日付け兵労発基 0703 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

- 1 特に中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資を確保できるよう、労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を迅速かつ強力に行うこと。
- 2 中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても、円滑に企業運営を行えるように、現在の「業務改善助成金」制度にとどまらず、社会保険料の事業主負担分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援を行うこと。
- 3 企業物価高騰などの影響を強く受け、業績が圧迫される中小企業・小規模事業者が、労働者を解雇することなく雇用維持できるよう、雇用調整助成金の活用を促進し、適切な支給決定や申請期間の延長等、雇用の維持に取り組む企業への支援を充実させること、及び申請窓口の拡充等十分な配慮を行うこと。

兵庫県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,001 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり